

上越市事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 3 3 号

上越市事務委任規則の一部を改正する規則

上越市事務委任規則（平成 1 1 年上越市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条第 2 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号。以下この号において「法」という。）に関する事務のうち次に掲げる事務」を「新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 1 2 年新潟県条例第 8 号）第 2 条の規定により市が処理するとされている事務で、農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号。以下この号において「法」という。）に関する事務のうち次に掲げるもの」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第 4 条第 9 項（法第 5 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（イ及びオに掲げる事務に係るものに限る。）

第 3 条第 2 項第 3 号ス中「ア及びウからオまで」を「ア、イ、エ及びオ」に、同号ソ中「第 5 1 条第 3 項」を「第 5 1 条第 4 項」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「第 2 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項に定める農地中間管理事業で、同法第 1 9 条第 1 項及び第 2 2 条第 2 項」に、「委託を受けた業務のうち次に掲げる業務」を「協力を求められた業務のうち、委託を受けた業務」に改め、同号ア及びイを削り、同号を同項第 3 号とし、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 7 条に定める農地中間管理機構の事業の特例事業で、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 1 項及び第 2 2 条第 2 項の規定により農地中間管理機構から協力を求められた業務のうち、委託を受けた業務

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。